

# 歯科技工物海外委託問題の解決のために

～裁判の現状と歯科技工海外委託問題を解決するための課題～

弁護士 川上 詩朗

平成21年2月22日

【レジメ】神奈川県歯科技工業協同組合経営研修会

## 1、裁判の現状

### (1) 争点

- ① 「歯科技工士の業務独占の地位」が「事実上の利益」か「法律上の利益」か
- ② 「法律上の争訟」が認められるのか
- ③ 「確認の利益」が認められるのか
- ④ 「違法性」が認められるのか
  - \* 行政事件訴訟法上の争点 ①②③
  - \* 国家賠償法上の争点 ①④

### (2) 争点①について

- 日本国憲法 14 条 1 項  
「すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」
- 日本国憲法 25 条 1 項  
「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
- 歯科医師法 1 条  
「歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」
- 歯科技工士法 1 条  
「この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。」
- 歯科技工士法 3 条  
「歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。」
- 歯科技工士法 17 条 1 項  
「歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない」

### (3) 争点②について（法律上の争訟）

- 裁判所法 3 条 1 項（裁判所の権限）  
「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」
- 日本国憲法 76 条 1 項（司法権）  
「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する

下級裁判所に属する。」

\* 「司法権」 = 具体的事件争訴に対し法を適用宣言することにより紛争を解決する国家作用

- (4) 争点③について (確認の利益)
- (5) 争点④について (違法性)
  - 「法律上保護されている利益」説と「法律上保護に値する利益」説
  - 「公益」と「私益」
  - 「法律上保護されている利益」  
= 私益  
= 歯科技工法 1 条・17 条・日本国憲法 14 条

## 2 歯科技工海外委託問題解決の課題

- (1) 現状はどのようになっているのか
- (2) 裁判の勝敗は歯科技工海外委託問題の解決にどのような影響を与えるのか
  - 勝訴した場合
  - 敗訴した場合
- (3) 主戦場はどこか
- (4) 課題は何か
  - 歯科技工士制度を国民の健康権 (日本国憲法 25 条) との関係で位置づけること  
国民の健康権 (日本国憲法 25 条)・国民の安全な歯科医療を受ける権利  
その制度的保障としての歯科技工士制度
  - 歯科技工士制度を充実維持発展させるのか歯科技工士制度を廃止するのか
- (5) 誰がその課題の解決を担うのか
  - 歯科技工士・歯科医師・歯科衛生士等歯科医療従事者
  - 消費者である患者 (国民)
- (6) どのような取組を行えばよいのか
  - 日本歯科技工士会、日本歯科医師会等医療関係団体への要請
  - 消費者団体等への要請
  - 地元の国会議員への要請
  - 地方議会決議 (6 つの地方議会で決議採択)
  - 各政党への要請
  - 政府 (厚生労働省) への要請